

豊田市屋外広告物安全点検実施要綱

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市屋外広告物規則(平成9年豊田市規則第48号。以下「規則」という。)第14条の2第3項3号の規定について、実施細目を定めることを目的とする。

(屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして市長が認める者)

第2条 規則第14条の2第3項第3号に規定する屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として市長が認める者は、次の号に掲げるものとする。

(1) 公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会で実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。